

広報お知らせ版

編集と発行 ● 鶴田町企画観光課 Tel22-2111 内線 261

おくやみコーナーの 設置について

《町民生活課》

町では、十一月二日（月）から「おくやみコーナー」を設置することとしました。国のおくやみコーナー設置ガイドラインを参考に、死亡に伴う各種手続きをワンストップで対応することにより、ご家族を亡くしたご遺族の負担軽減と住民サービスの向上を図ります。

おくやみコーナーでは、必要な手続きごとに各課の担当者が入れ替わりで対応します。ただし、担当窓口での手続きが必要な場合もございますので、ご了承ください。その際は、職員が担当窓口までご案内します。ご利用の際は、①町民生活課のおくやみコーナー受付窓口にお越しください。

● 問い合わせ先

町民生活課 ぐらしの窓口班
（内線153）

「新年を祝う会」 開催中止のお知らせ

《企画観光課》

令和二年度の新年を祝う会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から中止す

ることにいたしました。

開催を楽しみにされていた皆さまにはご迷惑をおかけいたしますが、何とぞご理解のほど、よろしくお願いいたします。

● 問い合わせ先

企画観光課 まちづくり班
（内線261）

鶴田町民バレーボール フェア中止のお知らせ

《教育委員会》

十二月に開催を予定しておりました「鶴田町民バレーボールフェア」は、新型コロナウイルスの感染予防と拡大防止の観点から今年度の開催を中止とさせていただきます。



開催を楽しみにされていた皆さまには、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

● 問い合わせ先

教育委員会 社会教育班
（内線212）

11月30日（月）は
固定資産税4期分、国民健康保険税
5期分の納期限です。

半島振興法に 基づく鶴田町 産業振興促進 計画および半 島税制について

《企画観光課》

町では、半島振興対策実施地域等において、事業者の設備投資を支援するため、「鶴田町産業振興促進計画」を策定し、国から認定を受けております。

これにより、対象地域内の事業者（製造業・旅館業・農林水産物等販売業・情報サービス業等）は、機械・装置、建物・附属設備および構築物の取得、建設、改修などを行う場合に、五年間の割増償却（国税（法人税・所得税）の優遇措置）や、地方税（固定資産税）の税率が優遇（軽減）される半島税制を活用できます。

半島税制の適用対象となるためには、税務申告前に企画観光課まちづくり班へ申請し、税務申告時に必要書類を添付する必要があります。

●申請書

産業振興機械等の取得等に係る確認申請書

※左記URLに確認申請書様式がありますので、ご利用ください。詳細についても確認できます。

（<http://www.town.tsuruta.1.g.jp/info/post-469.html>）

●添付書類

- ・設備投資した場所が分かる書類
- ・設備投資が行われた（設備等の取得等が行われた）時期が証明できる書類
- ・事業者の資本金が確認できる書類
- ・事業者が受領している取得価額が確認できる領収書等
- ・設備投資を行い取得した機械等の一覧表（取得機械等が複数ある場合）

●申請時確認ポイント

- ・指定を受けた鶴田町内であるか
- ・計画開始日以降の設備投資（設備等の取得等）であるか
- ・資本等の額と取得価格が特別措置の対象となる要件を満たしているか
- ・設備投資を行った事業者が、計画に記載する産業の振興を図る業種の事業を行っている事業者か
- ・設備等の取得が鶴田町の産業

の振興に寄与するものであるか

●申請後について（税務申告）
計画に適合する旨確認した書類（町長印のある確認申請書）を税務申告時に添付してください。

●問い合わせ・申請先

企画観光課 まちづくり班
（内線261）

「鶴田町みどりの会 りんご注文販売」の中止について

《産業課》

広報つるた十月号でお知らせした「鶴田町みどりの会 りんご注文販売」につきましては、昨今の新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し中止とさせていただきます。りんご注文販売の利用を希望しておられた方々におかれましてはご理解のほどよろしくをお願いします。

●問い合わせ先

産業課 農業振興班
（内線292）

ヘルプマーク・ヘルプカードについて

《町民生活課》

●ヘルプマークとは

外見では障害があると分からなくても援助や配慮が必要だということを周囲に知らせるためのものです。このマークを見かけたら、電車内で席を譲る、困っているようであれば声をかけるなど思いやりのある行動をお願いします。



ヘルプマーク
（赤色）

●ヘルプカードとは

障害のある方が困った時に助けを求めるときのためのもので、「手助けが必要な人」と「手助けができる人」をつなぐカードです。このカードの提示がありましたら、記載されている内容に沿って支援をお願いします。

●配布方法など

対象者は、鶴田町在住で、身体障害、知的障害、発達障害のある方など、援助や配慮を必要としている方です。（障害者手帳の有無は問いません）配布場所は、町民生活課福祉支援班③番窓口です。

申請方法は、「ヘルプマーク・ヘルプカード配布申込書」を窓口へ提出してください。申込書は、窓口に準備しているほか、町ホームページからダウンロードできます。

●ヘルプマーク・ヘルプカードの普及啓発について

青森県ではポスターの掲示やチラシの配布、左記ホームページなどによりPRを行い、普及活動に取り組んでいます。

（<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/herupumaku.html>）

●問い合わせ先

町民生活課 福祉支援班
（内線163）



「女性の人權 故人宛てに数珠 ホットライン」を送り付ける手 強化週間について 喚起について

《青森地方事務局》

青森地方事務局および青森 県人權擁護委員連合会では、次 の強化週間で、平日の電話相談 時間を延長し、土・日曜日でも電 話相談を行います。

相談は無料で、秘密は守りま す。ひとりで悩まず、相談して ください。

●期間

令和二年十一月十二日（木）

～十八日（水）

期間中の平日

午前八時三十分～午後七時

期間中の土日

午前十時～午後五時

●女性の人權ホットライン

☎0570-0700-810

※通常は、土曜、日曜および祝 日を除く平日の午前八時三 十分から午後五時十五分ま で相談を受け付けています。

《青森県消費生活センター》

県内において、新聞のお悔や み欄に掲載された故人宛てに 数珠を送り付ける手口に関する 相談が短期間のうちに複数 件寄せられています。

今後、県内各地で同様の被害 が発生するおそれがあります ので、ご注意ください。

●これまでの相談件数

令和二年十月十四日（水）か

ら十月二十日（火）までの七

日間で計九件

●地域別相談件数（計九件）

東青地域 三件

中南地域 一件

三八地域 四件

下北地域 一件

●手口の概要

▽あたかも、故人が生前に商品 を購入したかのように装い、

商品（数珠）を一方向的に送り 付け、代金を請求する。

▽送り付けられた商品はいず れも、同時期に新聞のお悔や み欄に名前が掲載された方 宛てになっており、お悔やみ 欄の情報を悪用した手口と 思われる。

▽送られてきた商品には業者 の情報がほとんど記載され ておらず、一度代金を支払っ てしまうと返金は極めて困 難である。

●消費生活センターからのア ドバイス

▽故人宛てに何らかの商品が 届いても、すぐに代金を支払 わないようにしましょう。

▽このような手口は、送り付け 商法とみなし、開封せずに十 四日間保管したうえで、業者 から引き取りなどの請求が ない場合は、自由に処分して も構いません。

▽おかしいな、困ったなと思っ たら、左記までご相談くださ い。

●問い合わせ先

消費者ホットライン
(局番なし) ☎188

青森県立美術館 ドラマリーデー ングクラブ定期 公演「いき」を 開催します

《青森県立美術館》

音楽や映像に合わせて文学作 品や戯曲を朗読する恒例の演 劇公演。今年は短歌や評論を通 して、粹（いき）なモノ・コト を探ります。

●日時

令和二年十二月五日（土）

～六日（日）

両日午後三時から

●場所

青森県立美術館シアター

(青森市安田字近野一八五)

●チケット販売開始

十月二十九日（木）から

●料金

1000円（全席指定）

※WEB上での予約・購入とな り別途、手数料などがかり

ます。
●詳細は左記まで

青森県立美術館

☎017-783-5243

青森県立美術館ホームページ

(www.aomori-museum.jp)



新型コロナウイルスに関する 町からの最新情報は、町ホーム ページをご覧ください。

(<http://www.town.tsuruta.lg.jp/info/coronavirus.html>)



令和二年十月十五日発行の広報つ るた第720号七ページ中、「広報文 芸コーナー」内鶴田短歌会九月作品に おいて、左記のとおり誤りがありまし た。訂正してお詫び申し上げます。

誤 自肅疲れもまとめて一気に吹き飛 ばす孫の笑顔がオアシスとなり

松山裕子

正 自肅疲れもまとめて一気に吹き飛 ばす孫の笑顔がオアシスとなり

松山裕子

新型コロナウイルス感染症について～感染防止にご協力をお願いします～

- 五所川原保健所管内で感染者が確認されましたが、冷静な行動をお願いします。
- 人との距離や換気を心がけましょう。
- 手洗い・マスクの着用などを徹底しましょう。

《感染について心配な方》・厚生労働省電話相談窓口	TEL 0120-565653
・帰国者・接触者相談センター（五所川原保健所）	TEL 0173-34-2108
《健康面・予防方法について心配な方》・電話相談窓口（青森県）	TEL 0120-123-801
・役場 健康保険課	TEL 22-2111

鶴田診療所に関するお知らせ

☆町の間人ドックについて…新型コロナウイルス感染症対策として、消化器内視鏡検査を当面の間休止することとなりました。それに伴い、町の間人ドックの受け付けも休止となります。再開時期は決まり次第お知らせしますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

各種行事について

会場内の換気、人と人との適切な間隔確保、来場者の検温や体調確認、従事者のマスク着用、手洗い・手指消毒の徹底など感染症対策に留意した上で開催します。

発熱や咳などの風邪症状、だるさ（体調不良）等がある場合は、参加を控えてくださるようお願いいたします。また、来場する際はマスクを着用してくださるようご協力をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大状況により、中止となる場合があります。ご了承ください。

介護予防事業に関する一部の教室

ヨーガ、フラダンス、ココリラ体操等を開催します。詳細は別紙チラシをご覧ください。

からだ すっきり! さっぱり! 健康運動教室

★開催日・対象地区 ※密集・密接を防ぐため、行政区ごとに参加できる日を指定します。

<11月26日(木)>

稲元、米元、掛元、稲川、桂井、田の尻、尾原、前中野、後中野、木筒、間山、野木、大巻、新田子、亀田、強巻、派立、寺町、仲町、本町、駅前通り、田中町、桜町、鶴寿団地

<11月16日(月)、19日(木)>

富士見町、公園通り、文化通り、菖蒲川、鶴泊、大性、山道、中野、胡桃館、境、松倉、横蒔、沖、東瀬良沢、西瀬良沢、鷹ノ尾、駅東町、相原町、みどり町、あさひ町

★場 所：鶴遊館

*申し込み不要です。*運動できる服装でおいでください。

★時 間：午前10時～11時（受付9時30分～）

*お茶、水、タオルなどをお持ちください。

※会場には9時30分以降にお越しください。ご協力をお願いします。

「傾聴サロン」でほっこり、すっきりしませんか

鶴田町傾聴ボランティア養成講座修了生による「つるりんの会」が、あなたのお話をじっくりと聴きます。お話した内容の秘密は厳守します。安心してお越しください。

★日 時：11月2日(月)、16日(月) 午後1時～3時

★場 所：鶴遊館 栄養指導室

季節性インフルエンザ予防接種の支援（全額助成）について

1. 助成対象者：生後6か月から小学生、中学生、高校生、65歳以上の方
2. 対象期限：令和3年1月31日(日)までの接種
3. 費用：本人負担額0円

*事前予約が必要な場合がありますので、希望する医療機関にご確認ください。

※町内の医療機関の場合は、本人負担額0円で接種できるため、助成の申請は不要です。

※町外の医療機関で接種された場合は、全額立て替えていただき、後日3月31日までに、役場健康保険課で手続きをしてください。準備する書類等は、領収書（診療明細書も含む）、振込先通帳、印鑑です。